

# 令和7年5月23日時点で工事中の盛土等は届出が必要です

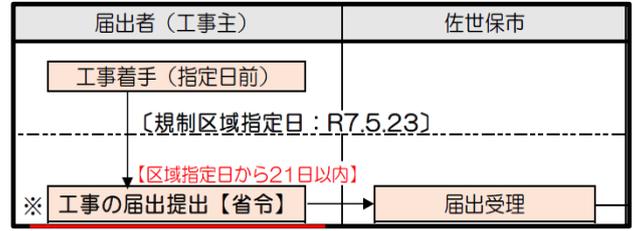
佐世保市では令和7年5月23日に市内全域を規制区域に指定し、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)の運用を開始します。

令和7年5月22日以前から工事に着手\*しており、運用開始日時点(令和7年5月23日)も工事中の一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積に関する工事は、

**令和7年6月13日までに届出が必要**となります。

届出対象となる規模の工事を行っている場合は、届出の提出をお願いします。

\*「着手」とは、工事現場において設計図書と照合して行う最初の土地の形質変更(根切り工事等)又は土石の堆積を行うことを言います。



## ◆届出の対象となる規模

### ○宅地造成に関する工事の届出書(様式：省令第十五)

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

**赤文字** 届出対象

**青文字** 届出+図面等添付対象

例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### ○土石の堆積に関する工事の届出書(様式：省令第十六)

<一時的な土石の堆積>

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

### ●届出に必要な書類

**赤文字** の場合：届出書

**青文字** の場合：届出書、位置図、地形図、土地の平面図、写真その他の資料

【添付を要する図面等】

工事規模が、以下の規模に該当する場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。(必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。)

【宅地造成・特定盛土等の場合】

- ①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの
- ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときに当該盛土及び切土(①、②を除く)
- ④盛土で高さ5m超(①、③を除く)
- ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①~④を除く)

【土石の堆積の場合】

- ①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超
- ②堆積の面積3,000㎡(①を除く)

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すこと
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	
4	写真その他の資料(工事範囲を赤枠で囲むこと)		要	要	盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの

## 第9章 その他届出を要する工事等

### 9-1 規制区域指定の際の工事、その他の届出事務手続きの流れ

規制区域における以下の届出の事務手続きの流れは、以下の表のとおりです。

〔法第21条第1項、第40条第1項〕

①規制区域指定の際に当該規制区域内において既に行われている宅地造成等に関する工事の届出（既着手工事の届出）（指定があった日から21日以内） →9-2

②規制区域内で一定規模の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する場合の届出（工事に着手する日の14日前まで） →9-3

③公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者が行う届出（転用した日から14日以内） →9-4

#### □規制区域指定の際に既に工事中、その他の工事届出事務手続きの流れ

	届出者（工事主）	佐世保市	備考
①届出（規制区域指定の際に工事中）	工事着手（指定日前） ↓ 〔規制区域指定日：R7.5.23〕 ↓ 【区域指定日から21日以内】 ※ 工事の届出提出【省令】	届出受理	公表 ※ 法第21条第2項 ※ 法第40条第2項
	↓ ※ 工事の中止（再開・廃止）届【細則】 ↓ ※ 変更届出提出【細則】	変更届出受理	公表 ※ 細則第17条、30条
	↓ ※ 完了届出提出【細則】	完了届出書受領 （以後、既存盛土として把握）	※ 細則第18条、31条
②擁壁等に関する工事届出	※ 工事の届出提出【省令】	届出受理	※ 法第21条第3項 ※ 法第40条第3項
	↓ 【工事着手日の14日前まで】 工事着手 ↓ ※ 工事の中止（再開・廃止）届【細則】 ↓ ※ 変更届出提出【細則】	変更届出受理	※ 細則第17条、30条
	↓ ※ 完了届出提出【細則】	完了届出書受理	※ 細則第18条、31条
③公共用地を宅地等へ転用の届出	宅地等へ転用 ↓ 【転用から14日以内】 ※ 転用届出提出【省令】	届出受理	※ 法第21条第4項 ※ 法第40条第4項

**9-2 規制区域指定の際に既に行われている工事に関する届出**〔法第21条第1項、第40条第1項〕

規制区域の指定（5/23）の際、当該規制区域内において既に行われている（※1）宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（※2）（※3）は、その指定があった日から21日（6/13）以内に佐世保市長への届出（※4）が必要です。

- （※1）：「既に行われている」とは、工事に伴う請負契約の締結又はそれに基づく労務者や資材調達等の手配の段階ではなく、実際に工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われている段階を言います。
- （※2）：一定規模の工事とは、「1-5 その他届出を要する工事等（規制区域指定時の既着手工事）」の届出を要する工事に該当するものをいいます。
- （※3）：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-6 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。
- （※4）：省令様式の届出書に記載する下記事項については、届出工事の最終的な計画の正確な数値を記載してください。

**【届出の種類別】**〔省令第52条、第82条〕

NO.	工事の内容	届出の名称	様式	備考
1	宅地造成、特定盛土等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十五	〔省令第52条第1項、第82条第1項〕
2	土石の堆積	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第十六	〔省令第52条第3項、第82条第2項〕

**【添付を要する図面等】**〔政令第23条・第25条、省令第52条・第82条〕

工事規模が、以下の規模に該当する場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

<p><b>【宅地造成・特定盛土等の場合】</b>（「7-2-1 中間検査」の対象規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの</li> <li>②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの</li> <li>③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く）</li> <li>④盛土で高さ5m超（①、③を除く）</li> <li>⑤盛土又は切土の面積 3,000m<sup>2</sup>超（①～④を除く）</li> </ul>
<p><b>【土石の堆積の場合】</b>（「7-3 定期報告」の対象規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①堆積の高さ5m超かつ面積 1,500m<sup>2</sup>超</li> <li>②堆積の面積 3,000m<sup>2</sup>（①を除く）</li> </ul>

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すこと

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
3	土地の 平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分</li> <li>崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</li> </ul>	要	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> <li>堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</li> </ul>	—	要	
4	写真その他の資料 (工事範囲を赤枠で囲むこと)		要	要	盛土及び切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにするもの

### 9-3 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出〔法第21条3項、第40条3項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、当該工事に着手する日の14日前までに、佐世保市長への届出が必要となります。

注1：法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可（第5章参照）及び法第16条第1項又は第35条第1項に基づく変更許可（第6章参照）を受けたもの、法16条第2項、第27条第1項、第28条第1項若しくは第35条第2項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

#### 【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	備 考
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令 第十七	〔省令第55条、第85条〕

### 9-4 公共施設用地の転用に関する届出〔法第21条第4項、第40条第4項〕

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に、佐世保市長へ届け出なければならない。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可（第5章参照）を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出（第8章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第十八	〔省令第56条、第86条〕

9-5 届出工事の変更届出 (細則第17条・第30条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる届出を行った工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに佐世保市長へ届け出る必要があります。

【変更届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の届出の変更届出	細則第20号	要	要	—	(細則第17条・第30条)
2	擁壁等に関する工事の届出の変更届出	細則第21号	—	—	要	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。 (細則第17条・第30条)

〔重要〕「9-2」の届出工事の工事規模を拡大して変更する場合、変更増加分が許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）以上となる場合は、変更届出ではなく、改めて許可申請が必要となります。（運用開始後の許可対象規模工事着手の扱い）

9-6 届出工事の中止・再開・廃止に関する届出 (細則第19条・第32条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに佐世保市長へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則第23号	要	要	要	(細則第19条・第32条)

9-7 届出工事の完了に関する届出 (細則第18条・第31条)

「9-2」及び「9-3」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに佐世保市長へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区分			備考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等	
1	届出工事の完了届	細則 第22号	要	要	要	(細則第18条・第31条)
2	工事の完了の概要が分かる写真		要	要	要	

### 9-8 提出部数

「9-2」から「9-7」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。  
(副本は返却用です)

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	1部
合計	2部

### 9-9 公表

「9-2」に掲げる工事について、以下の届出を受理したときは、次の事項について公表します。〔法第21条第2項、第40条第2項〕

また、変更届出が提出された場合も、同様に公表を行います。(細則第17条、第30条)

- ・既着手工事の届出：法第21条第1項、第40条第1項

【公表事項】〔省令第54条、60条〕

- ①工事主の氏名又は名称
- ②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置
- ④工事の届出年月日
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項  
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

# 記載例（盛土・切土）

様式第十五

## 【共通事項】

面積、高さ、土量については小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入してください。

工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記入してください。  
法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

令和7年 5月 23日

佐世保市長 宮島 大典 様

工事主 住所 ○○市○○町○丁目○番○号  
氏名 盛土 一郎

工事の請負人、又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者を記載してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法（第21条第1項、第40条第1項）の規定により、下記の工事について届出

出ます。

- ・宅造区域は第21条第1項
- ・特盛区域は第40条第1項

どちらかを選択

記

・申請地内の土地は、地番までその全てを記載してください。  
・代表地点の経度緯度（世界測地系）は申請地の中心地点を基本とし、「秒」については位置を正確に表すために小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記入してください。  
【参考】国土地理院「経度、緯度の換算」

1	工事施行者住所氏名	○○市○○町○丁目○番○号 ○○建設株式会社 代表取締役 切土 二郎	
2	工事をしている土地の所在地及び番地 (代表地点の緯度経度)	○○市○○町字○○ △△番及び△△番 (緯度： 32度 45分 00.2秒、 経度： 129度 52分 07.1秒)	
3	工事をしている土地の面積	11,222.3 平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土・ <b>腹付け盛土</b> ・谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	盛土： 5.5メートル 切土： 1.5メートル	
6	盛土又は切土をする土地の面積	5,555.5 平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	10,000.0 立法メートル
		切土	5,000.0 立法メートル
8	工事着手年月日	令和 7年(2025年) 3月 1日	
9	工事完了予定年月日	【記入例】①令和 12年(2030年) 3月31日 ②令和 12年(2030年) 3月頃 等	
10	工事の進捗状況	【記入例】①建設発生土の最終処分場として実施中で、高さ1.0m、面積1,000㎡盛土済み。 ②宅地造成中で、造成工事全体の約30%まで終了 等	

平地盛土：地形勾配1/10未満において行われる盛土  
腹付け盛土：谷地形以外の斜面、又は溪流内の谷壁斜面等の谷地形以外の斜面において行われる盛土  
谷埋め盛土：谷地形において行われる盛土

高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最大となる箇所の高さを記入してください。  
擁壁等を設置する盛土等の場合、擁壁等も含めた最大高低差を記入してください。

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

盛土及び切土をする部分の合計面積を記入してください。

西暦も併記してください。

「工事着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労働者の雇入れ、若しくは資材の搬入の段階ではなく、工事現場において、設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更が行われた時点を行います。

土地利用の目的及び提出時点での進捗状況が判るよう記載してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項  
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届  
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください

# 記載例（土石の堆積）

## 【共通事項】

面積、高さ、土量については  
小数第二位を四捨五入し、小  
数第一位まで記入してくださ

契約は、及びを  
負者自ら施工し、は、氏名を  
請負契約を締結し、合称を  
の注文を記入し、の代表者  
工事の請負工事の請負者  
の請負工事の請負者

様式第十六

## 土石の堆積に関する工事の届出書

令和7年 5月23日

佐世保市長 宮島 大典 様

工事主 住所 ○○市○○町○丁目○番○号  
氏名 盛土 一郎

・宅造区域は第21条第1項  
・特盛区域は第40条第1項

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項 } の規定により、下記の工事につ  
いて届け出ます。  
{ 第40条第1項 }  
どちらかを選択

人、自ら施工し、  
負者自ら施工し、  
請負契約を締結し、  
の注文を記入し、  
工事の請負工事の請負者

### 記

1 工事施行者住所氏名	○○市○○町○丁目○番○号 ○○建設株式会社 代表取締役 切土 二郎
2 工事を行っている土地の所在地及び番地 (代表地点の緯度経度)	○○市○○町字○○ △△番及び△△番 (緯度: 32度45分00.2秒、 経度: 129度52分07.1秒)
3 工事を行っている土地の面積	11,222.3 平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	5.5 メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	5,555.5 平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	10,000.0 立法メートル
7 工事着手年月	令和7年(2025年) 3月 1日
8 工事完了予定年月日	【記入例】①令和12年(2030年)3月31日 ②令和12年(2030年)3月頃 ③事業継続の間 ④次の土砂搬出先が決定するまでの間 等
9 工事の進捗状況	【記入例】①ストックヤードとして運営中であり 許容量全体の30%を使用中 ②工事に伴う一時仮置き場として使用中 であり、高さ1.0m、面積1,000㎡まで 堆積済み 等

土地の面積を記載し、  
地番を記載し、  
その土地の中心点を  
として、緯度経度を  
測定し、緯度経度の  
換算を正確に表すた  
めに小数第二位まで  
を四捨五入し、  
小数第一位まで  
記入してください。  
【参考】国土地理院「  
経度、緯度の換算」

届出に係る土地の  
総面積。土石の堆積  
を行わない部分や法  
面も含めた面積

最大堆積高さは、  
現況地の盤面と  
造成後の盤面の  
差が最大となる箇  
所の高さを記入し  
てください。

西暦も併記して  
ください。

### 〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

土地利用の目的及び提出  
時点での進捗状況が判る  
よう記載してください。

「工事着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく  
労働者の雇入れ、若しくは資材の搬入の段階ではなく、  
工事現場において、設計図書等と照合して行う最初  
のくい打ち等の土地の形質変更が行われた時点とい  
います。